

新潟県環境基本計画

計画の位置付け

新潟県環境基本条例第10条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

計画
期間

- ・2017（平成29）年度から2028（令和10）年度までの12年間
- ・経済社会情勢の変化や環境の課題に対応するため、4年ごとに見直します。

目指す方向

県民一人一人が安全に安心して心豊かに暮らせる

持続可能な社会の構築を目指します。

基本
目標

脱炭素社会への転換

人と自然が共生する暮らし

資源循環型社会の形成

安全で快適な生活環境の保全

実現に
寄与

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs：持続可能な開発目標

計画の構成

第1章
基本的事項

第2章
環境を巡る
現状と課題

第3章 計画の基本的な方向

■ 施策の展開の方向

- ・「4つの環境保全の施策分野」と「分野横断・共通的な施策」を柱として施策を展開
- ・施策の進捗管理のため、主要指標と環境指標を設定

■ 施策の展開の考え方

- ・SDGsのゴールと各施策の関係を明確にし、持続可能な社会の構築に向けた環境施策をより効果的に展開

38ページ

第4章
施策の展開

第5章
実効ある
推進

計画の改定

- 2024（令和6）年度に、計画策定から8年が経過することから、環境に関する現状と課題、施策の進捗状況等を踏まえ、計画の改定を行いました。

環境に関する現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症や紛争の悪化、気候危機の拡大等により、SDGsの進捗に大幅な遅れ
- ・IPCCの第6次評価報告書統合報告書（2023年）では、人為的な気候変動が世界中に影響を及ぼしており、今後10年の対応が数千年先まで影響を与えるとされた
- ・全国的にクマによる人身被害者数が増加し、2023年度は統計のある2006年度以降で過去最多に
- ・2022年、昆明・モンリオール生物多様性枠組が採択され、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向け、「30by30目標」など23の行動目標を設定
- ・食品ロス削減とプラスチックごみが世界的な課題となる中、2019年に「食品ロス削減推進法」、2022年に「プラスチック資源循環促進法」が施行

脱炭素社会への転換

温室効果ガス排出量の削減

43ページ

- 「2050年までの脱炭素社会への転換」及び「2030年度に温室効果ガス排出量を基準年（2013年度）比46%削減とすることを目指し、さらなる高みを視野に入れる」という目標の達成に向け、本県の特長や課題を踏まえつつ、再生可能エネルギー・脱炭素燃料等の「創出」、「活用」、CO₂排出の「削減」、森林整備や新たな技術開発によるCO₂の「吸収・貯留」の4つの柱の取組を県民や事業者等と連携し、全県一丸となって進めます。

指標

県内の温室効果ガス：2030（令和12）年に基準年比46%削減を目指し、排出量を削減
排出量 ※基準年：2013（平成25）年度

主な取組

- 再生可能エネルギー（洋上風力・水力・太陽光・バイオマス）について、環境の保全に適正に配慮した上で、最大限の導入・利活用（地産地消等）を促進します。
- CO₂排出量の多い事業所や、中小企業の排出削減に向けた支援を行います。
- 公共施設・民間業務施設におけるZEBの普及を促進します。
- 多雪・寒冷という本県の気候に適したより高い断熱性能を持つ住宅「雪国型ZEH」の普及を促進します。
- 県民、事業者等への普及啓発を行い、脱炭素型ライフスタイルへの転換を図ります。
- 家庭や事業者における電気自動車（EV）等の導入を促進します。
- 森林によるCO₂吸収等により生み出されるカーボンクレジットの有効活用（カーボン・オフセット等）の普及により、CO₂の吸収源となる森林の整備を支援します。



気候変動適応への取組

47ページ

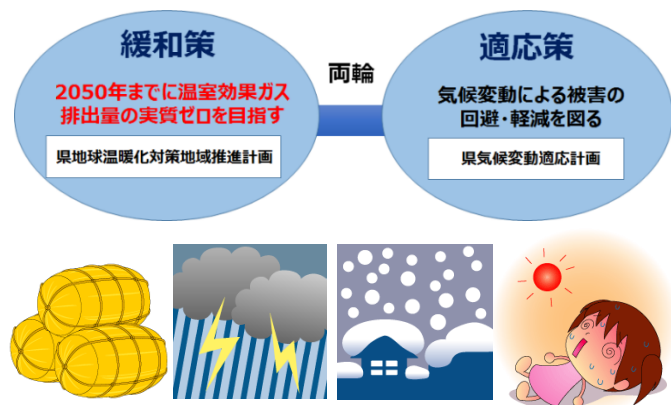
- 地域の実情に応じた適応策を推進するとともに、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報収集、調査等を行います。
- 適応に対する理解を深め、県民や事業者等の適応策を促進するため、普及啓発等を行います。

指標

熱中症予防を意識して行っている県民の割合：85.1%（2021）⇒ 増加させる（2028）

主な取組

- 本県において、特に重要な水稻、水害、雪害、暑熱の4項目を中心に適応策に取り組みます。
- 市町村等と連携し、熱中症警戒アラート発生時の確実な伝達を行うとともに、クーリングシエーター等の熱中症予防対策の周知を図ります。
- 日常生活や事業活動における気候変動適応等の具体的な取組を促進するため、情報提供や意識啓発等を行います。



人と自然が共生する暮らし

生物多様性の回復・普及啓発

48ページ

- 生物多様性について、広く県民に理解してもらおう取組を進め、連携・協働による生物多様性の保全を進めます。
- 民間企業等の活動によって生物多様性の保全・再生が図られている区域が自然共生サイト（OECM）といった生物多様性保全に資する区域として認定されるよう取組を促進します。

指標

県民の自然環境に関する満足度：70.4%（2016）⇒76.0%（2028）

自然公園・自然環境保全地域等の面積割合：29.6%（2023）⇒29.8%（2028）

主な取組

- セミナーの開催等による分かりやすい情報発信や、こどもの自然体験活動への支援等を行います。
- 里山や森林の保全活動など、民間企業や団体の取組が認められ、自然共生サイト（OECM）として認定されるよう、民間企業等の支援を行います。



野生鳥獣の管理の強化

51ページ

- 関係機関が一体となり、地域の実情に応じた野生鳥獣対策を総合的に推進します。
- 狩猟者の確保を進めるとともに、狩猟者の資質の向上を図ります。

指標

野生鳥獣による被害

農作物被害金額：220百万円（2015）⇒ 毎年度減少させる（2028）

人身被害者数：3人（2015）⇒ 0人（2028）

主な取組

- 鳥獣被害防除、生息環境整備及び個体数管理などに取り組みます。
- 狩猟の適正化等の講習会を開催し、違反や事故のない安全な狩猟を推進します。



人とトキが共生する自然環境

52ページ

- 市民をはじめNPO、行政、島外ボランティア等の協働により、人とトキが共生できる自然環境や社会環境を創出していきます。
- トキをシンボルとした地域づくりを促進します。

主な取組

- トキのえさ場となるビオトープの拡大や多様な生物が生息する水辺環境の整備等を、地域と連携しながら進めます。
- 野生復帰への理解が深まるよう、人とトキとの共生に向けた取組の情報発信等を行い、島内外の連携・交流を促進します。



水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくり

53ページ

- 本県の優れた水環境の保全に取り組みます。

主な取組

- 地域で保全活動を積極的に行っている湧水等を「新潟県の名水」として選定し、その魅力や地域の活動等をホームページ等により情報発信します。



資源循環型社会の形成

資源循環の推進

55ページ



- 県民、事業者、市町村等と連携・協力して、廃棄物の排出抑制と資源循環の取組を更に推進し、循環型の地域社会の実現を目指します。

指標 1人1日当たりの焼却処理量（一般廃棄物）：767g（2022）⇒ 751g以下（2028）

主な取組

- 3Rの推進に向け、広報・イベント等を活用した啓発を行い、ライフスタイルの転換を促進します。
- プラスチックの資源循環に向け、使い捨てプラスチックの削減や3R+Renewable（リニューアブル）への理解促進などを呼びかけます。
- 市町村や関係団体と連携し、「残さず食べよう！にいがた県民運動」を展開するなど、食品ロス削減に関する理解促進等を図ります。



廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策

57ページ

- 廃棄物処理業者に対する監視・指導や排出事業者の適正処理への意識向上、優良廃棄物処理業者の育成を推進するとともに、不法投棄の未然防止、早期発見に努め、不法投棄ゼロを目指します。

指標 不法投棄が少なくなったと感じる県民の割合：31.2%（2019）⇒ 増加させる（2028）

主な取組

- 事業者への計画的な立入検査の実施、産業廃棄物処理業者等に対する指導を通じ、適正処理を推進します。
- 産業廃棄物処理に関する講習の実施等により、排出事業者の適正処理への意識向上、優良な処理事業者の育成を推進します。
- 県民、事業者への啓発活動を充実させ、広く不法投棄根絶への理解と協力を求めています。



海岸清掃活動の様子

廃棄物処理基盤・体制の整備

58ページ

- 一般廃棄物処理施設の広域化や集約化により、持続可能な処理体制を確保するとともに、公共関与による広域最終処分場の整備を着実に進めます。

指標 最終処分場の残余年数（産業廃棄物）：13年（2022）⇒ 9.5年以上（2028）

主な取組

- 市町村の意向を踏まえ、一般廃棄物処理施設の計画的かつ適切な整備を推進します。
- 上越・下越地区において、公共関与による広域最終処分場の整備を推進し、必要な処分容量の確保に努めます。
- 災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理体制の整備を進めます。



安全で快適な生活環境の保全

快適な大気環境の確保

59ページ

- 大気の汚染に係る環境基準の達成・維持のため、工場・事業場に対する規制・指導を行うとともに、大気汚染状況の監視を継続します。

主な取組

- 県内の大気汚染の状況を測定局で常時監視し、毎時の観測データを県ホームページ等で情報提供します。
- 光化学オキシダントやPM2.5の濃度が高くなった場合は、県ホームページでの公表等により県民の皆様には速やかにお知らせします。



良好な水質の確保

61ページ

- 公共用水域の常時監視を継続するとともに、生活排水対策や事業場排水対策を推進し、水環境への汚濁負荷を低減します。

主な取組

- 公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視し、工場・事業場等に対して、排水対策及び地下浸透防止を指導します。
- 公共用水域における油類や有害物質の流出などが発生した場合は、被害の拡大防止と原因究明に努めるとともに、県民へ迅速に情報提供します。



良好な地盤環境の確保

62ページ

- 地盤沈下の進行が懸念される地域では、関係機関と連携して地盤沈下の状況の監視を継続します。
- 有害物質による土壌・地下水汚染の未然防止のため、事業場などに対する監視・指導を行います。

主な取組

- 地盤沈下の進行が懸念される地域では、水準測量や観測井による地盤沈下の監視を継続するとともに、条例等による地下水採取規制等の施策を進めます。
- 工場・事業場等に対する監視・指導を徹底し、有害物質の地下浸透防止を進め、土壌・地下水汚染の未然防止を図ります。



化学物質による環境汚染の防止

63ページ

- 環境中の化学物質のモニタリングを継続します。
- 工場・事業場における化学物質の環境への排出量等の把握、情報公開を促進します。

主な取組

- 環境基準が設定されていない有害大気汚染物質や水質要監視項目などについても、モニタリングし、環境中における実態の把握に努めます。
- 化学物質排出・移動量届出制度による県内の化学物質排出量等について公表するとともに、化学物質の毒性や環境リスクに関する情報を分かりやすく提供します。
- トリクロロエチレンを排出する工場・事業場への指導を継続し、化学物質の環境リスク低減を図ります。

大気中へのトリクロロエチレンの排出を減らす必要があります
～労働環境改善と製造コストの削減にもつながります～

